

一般会計予算決算常任委員会  
民生福祉分科会記録

令和2年11月30日

【開催日】 令和2年11月30日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後4時10分～午後6時35分

【出席委員】

|      |        |       |       |
|------|--------|-------|-------|
| 分科会長 | 大井 淳一朗 | 副分科会長 | 水津 治  |
| 委員   | 河崎 平男  | 委員    | 杉本 保喜 |
| 委員   | 松尾 数則  | 委員    | 矢田 松夫 |
| 委員   | 吉永 美子  |       |       |

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

|                   |        |                        |        |
|-------------------|--------|------------------------|--------|
| 市民部長              | 川崎 浩美  | 市民部次長兼市民活動推進課長         | 木村 清次郎 |
| 市民課長              | 亀崎 芳江  | 市民課主幹                  | 安部 亜希子 |
| 市民課住民係長           | 佐藤 喜寛  | 市民課戸籍係長                | 別府 奈緒美 |
| 文化スポーツ推進課長        | 石田 恵子  | 文化スポーツ推進課課長補佐          | 南部 聡   |
| 文化スポーツ推進課スポーツ推進係長 | 三浦 裕   | 環境課長                   | 河上 雄治  |
| 環境課主幹             | 湯浅 隆   | 環境課環境政策係長              | 原野 浩一  |
| 環境衛生センター所長        | 井上 正満  | 環境衛生センター主任             | 松尾 勝義  |
| 山陽総合事務所長          | 篠原 正裕  | 市民窓口課長                 | 亀田 政徳  |
| 市民窓口課主幹           | 角 紀子   |                        |        |
| 福祉部長              | 兼本 裕子  | 福祉部次長兼社会福祉課長           | 岩佐 清彦  |
| 子育て支援課長           | 長井 由美子 | 子育て支援課主幹               | 別府 隆行  |
| 子育て支援課主査兼保育係長     | 野村 豪   | 子育て支援課子育て支援係長          | 西村 真愛  |
| 障害福祉課長            | 岡村 敦子  | 障害福祉課課長補佐              | 松本 啓嗣  |
| 障害福祉課障害福祉係長       | 三隅 貴恵  | 高齢福祉課長                 | 麻野 秀明  |
| 高齢福祉課主幹           | 大井 康司  | 高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 | 荒川 智美  |
| 高齢福祉課主査           | 篠原 紀子  | 国保年金課長                 | 梅田 智幸  |
| 国保年金課課長補佐         | 石橋 啓介  | 国保年金課主査兼国保係長           | 伊藤 佳和子 |
| 社会福祉課課長補佐         | 増富 久之  | 社会福祉課主査兼地域福祉係長         | 須子 幸一郎 |
| 福祉部次長兼健康増進課長      | 尾山 貴子  | 健康増進課課長補佐兼健康増進係長       | 大海 弘美  |
| 健康増進課主査兼健康管理係長    | 林 善行   | 健康増進課健康増進係長(母子担当)      | 古谷 直美  |

【事務局出席者】

|      |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 尾山 邦彦 | 事務局主査 | 島津 克則 |
|------|-------|-------|-------|

## 【付議事項】

### 1 議案第104号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第15回) について

---

午後4時10分 開会

---

大井淳一郎分科会長 それではただいまより一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を開会します。初めに議案第104号、令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算(第15回)についてですが、便宜上、審査番号2番からということにします。衛生費関係です。審査番号2番について、福祉部関係の説明をお願いします。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算(第15回)、健康増進課分について説明します。補正予算書の34、35ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費289万1,000円の増額分について御説明します。11節需用費、消耗品費40万9,000円は、急患診療所で使用するN95マスクを購入するものです。18節備品購入費は、新型コロナウイルス感染拡大防止を図りながら幼児健康診査を実施するための備品購入で、庁内器具費15万1,000円は、抗菌でなおかつ次亜塩素酸ナトリウムでの清拭が可能なアコーディオンスクリーン2枚を、機械器具費4万9,000円は乳幼児の肌が直接触れる部分を丸洗いできるタイプのデジタルベビースケール(乳幼児用の体重計)1台の購入費用です。これら財源は、歳入の16、17ページをお開きください。18款寄附金、1項寄附金、6目衛生費寄附金、1節衛生費寄附金60万9,000円は、コロナ対策で衛生管理用品や母子保健事業に役立ててほしいとの寄附金2件の申込みによるものです。34、35ページにお戻りください。23節償還金利子及び割引料の償還金228万2,000円のうち、55万9,000円が健康増進課分です。内訳は、母子保健衛生費国庫補助事業償還金分が43万6,000円、健康増進事業県補助金償還金分が12万3,000円でいずれも、国、県補助事業の実績による過年度精算に伴うものです。続きまして、2目予防費、23節償還金、利子及び割引料の償還金3,000円の増額は、令和元年度のポリオ2次感染の予防接種事故による健康被害救済事業の精算を行った結果、既に交付

されていた補助金額が実績額を上回っていたため県に返還するものです。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

岩佐福祉部長兼社会福祉課長 社会福祉課分について説明します。7ページをお開きください。債務負担行為の補正です。表の上から5行目、中央福祉センター指定管理者委託料4,012万5,000円の計上です。これは既に指定管理者の指定について提案をさせていただいております中央福祉センターの令和3年度から令和5年度までの3年間の指定期間における指定管理料の上限額について追加計上したものです。御審査のほどよろしく申し上げます。

大井淳一郎分科会長 説明が終わりました。34、35ページの衛生費の1目2目のみです。これに絞って、皆さんの質疑を受けたいと思います。

吉永美子委員 今、急患診療所でマスクを買うということですが、これはどのぐらいの数が入って、いつまでを見込んで買うのかお知らせください。

林健康増進課主査兼健康管理係長 N95マスクなんですけど、今のところ全国的にかなり品薄になっております。この寄附金を頂いたときに、いろいろ業者に頼んでいますので、この寄附金の範囲内で買えるN95マスクを早急に購入しようと思っております。こちらは予算が議決されて、1か月ぐらいをめどに購入できればと思っているんですけど、品薄なので1月、2月をめどに購入しようと思っております。

吉永美子委員 どのぐらいまでの期間、使える枚数として購入するのかということ聞いています。

林健康増進課主査兼健康管理係長 インフルエンザとコロナが同時流行する可能性もありますので、今年度いっぱいには確実に体制を整えられるような形で購入しようと思っております。

大井淳一郎分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、次に債務負担行為はよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それではここについての質疑は以上とします。入替えて20分から再開します。

---

午後 4 時 1 5 分 休憩

---

---

午後 4 時 2 0 分 再開

---

大井淳一郎分科会長 それでは分科会を再開します。審査番号の 3 番、市民部関係の説明を受けたいと思います。

亀崎市民課長 それでは、議案第 1 0 4 号、市民課関係分について御説明します。2 2 ページ、2 3 ページをお開きください。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費において、財源内訳のうち一般財源 4 6 2 万 5, 0 0 0 円を減額し、国庫支出金に同額を増額しております。これは、今年度、マイナンバーカードの交付件数が急激に増加し、それに伴う事務量が增大したため、新たに雇用した会計年度任用職員の人件費 4 6 2 万 5, 0 0 0 円を国の補助対象経費とするための財源の組み替えです。続きまして、2 4 ページ、2 5 ページをお開きください。2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費 2 3 8 万 1, 0 0 0 円は、同様にマイナンバーカード交付件数増加に伴う事務費の不足が見込まれるため、増額補正をするものです。内訳につきましては、1 1 節消耗品 1 9 万 9, 0 0 0 円の増額は、マイナンバーカード交付通知書等の用紙代トナー代等です。印刷製本費 4 1 万 8, 0 0 0 円の増額は、交付通知書等を送付するための封筒の印刷代、1 2 節通信運搬費 1 7 5 万円の増額は、交付通知書等の送付に係る郵送料、1 4 節機械器具借上料 1 万 4, 0 0 0 円の増額は、マイナンバーカード交付等の処理を行う統合端末 1 台のリース料です。歳入につきましては、1 2 ページ、1 3 ページをお開きください。1 5 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費国庫補助金、個人番号カード交付事務費補助金 7 0 0 万 6, 0 0 0 円を増額補正するものです。これは、先ほど御説明しましたマイナンバーカード交付に係る人件費及び事務費の歳出経費に、負担割合 1 0 分の 1 0 として充てるものです。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

石田文化スポーツ推進課長 令和 2 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 1 5 回）について、文化スポーツ推進課から説明します。予算書 2 2 ページ、2 3 ページをお開きください。歳出について御説明します。2 款総務費、1 項総務管理費、2 5 目スポーツ振興費についてですが、今回の

補正は、聖火リレー実施負担金420万円を366万3,000円減額し、53万7,000円とするものです。これは、令和2年に開催予定でありましたオリンピック・パラリンピックが来年度に延期され、聖火リレーも実施されなかったことに伴い、聖火リレー山口県実行委員会より市負担金の減額の提示を受けましたので、この度の補正で減額するものです。説明は以上になります。御審査のほどよろしく申し上げます。

河上環境課長 議案第104号、令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算(第15回)の環境課分について御説明します。まず、歳出について御説明させていただきます。補正予算書36ページから37ページをお開きください。4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費についてです。4款2項2目11節需用費、修繕料4,870万8,000円の増額は令和2年8月の修繕事業時に操炉停止した際に判明した各設備の劣化、摩耗に伴う修繕費です。詳細の内容は本日お配りをしました資料に沿って御説明します。資料1ページをお開きください。この度は5機の設備の修繕を考えております。1機目の修繕は2号ごみ投入ホップで、1ページのフロー図の①の設備です。2ページの設備現場写真を御覧ください。当設備は焼却炉にゴミを搬入する際の受け口となる設備となりますが、生ごみ等が直接当たる箇所となりますので腐食、摩耗が進み、ホップのケーシングからの汚水及び可燃ごみが漏れているため、修繕するものです。予算額は260万7,000円です。2機目は2号焼却炉等の炉内耐火物で、1ページのフロー図の②の設備です。3ページをお開きください。当設備はごみを焼却する設備で、高温、多湿となり傷みが激しく、炉内の乾燥ストーカ後壁、乾燥左右側壁に欠落摩耗が発生しているため修繕するものです。予算額は2,018万5,000円です。3機目は2機目と同様の焼却炉等で2系統ある1号機です。4ページをお開きください。2号機と同様の原因により、乾燥ストーカ後壁、乾燥左右側壁、再燃焼室側壁、上部煙道側壁に欠落摩耗、再燃焼天井は欠落摩耗及び垂れ下がりが発生しているため修繕するものです。予算額は1,966万8,000円です。4機目は2号炉灰冷却装置で、1ページのフロー図の③の設備です。5ページをお開きください。当設備は焼却炉から排出される灰を冷却する設備ですが、灰を押し出す装置のレールが、腐食等により摩耗が著しく、レールが摩耗許容範囲を超えたため、ケーシングをも摩耗しており、灰冷却装置内ある灰冷却水(アルカリ性の水)が漏れる可能性が生じておりまして、仮に漏れた場合、灰冷却装置下のコン

クリーン等に損耗や、焼却炉運転作業員のけがや環境にも悪影響を与えることが考えられることから修繕するものです。予算額は520万3,000円です。5機目はごみクレーンで、1ページの風呂図の④の設備です。6ページをお開きください。ごみピットに搬入されたゴミをゴミ投入ホッパに搬送する設備でありまして、2台設置しております1台のクレーンのトルクモーターが故障し、稼働できない状態にあるため修繕するものです。予算額は104万5,000円です。以上の設備修繕に対する予算額の合計が修繕料の増額となります。同款同項同目12節役務費、手数料1,000円の減額及び同節保険料6万6,000円の減額は、当センターのパッカー車等のリサイクル料及び保険料の決算見込みによるものです。同款同項同目13節委託料、リサイクル事業委託料855万2,000円の減額は、処分場における資源ごみの選別業務の運営を昨年度はシルバー人材センターに委託をしていましたが、今年度からゴミ収集等の職員の業務のローテーションを組みやすくすることを目的に直営に変更したことによる減額です。同款同項同目13節委託料、廃棄物処分委託料571万8,000円の増額は、不燃物の搬入量が増加したことによる増額です。資料の7ページをお開きください。新型コロナウイルス感染予防により市民の皆様が自宅で過ごされ、大掃除をされた影響と思われるが、今年度の不燃物の搬入量が9月末現在で昨年度と比較し28%を超える増量となっております。今後も引き続き増量が見込まれることから、下半期も上半期と同量が搬入されることを想定し、それに係る不足分の委託料を増額するものです。同款同項同目18節備品購入費371万円の減額は、塵芥収集車を2台の購入の落札減によるものです。続いて、歳入について御説明させていただきます。20ページから21ページをお開きください。22款市債、1項市債、3目衛生費、1節清掃費、清掃運搬施設整備事業債280万円の減額は、歳出で説明をさせていただきましたごみ収集車2台の落札減に伴う事業債の減額です。説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

大井淳一郎分科会長 説明を頂きました。それではページを追って歳出から行きたいと思います。まず22ページ、23ページです。市民課と文化スポーツが混在しておりますが、ページを追って行きたいと思います。

吉永美子委員 マイナンバーカードの交付件数が大変増えているということですが、実態をお知らせください。

亀崎市民課長 令和2年11月1日現在、21.2%となっております。令和2年4月1日現在が12.5%でしたので、5,352枚ほど増えております。

大井淳一郎分科会長 やはりこれは例の定額給付金、それからマイナポイントとか、その辺が要因なんではないでしょうか。

亀崎市民課長 特にマイナポイントがかなり影響しているものだと思います。

吉永美子委員 これまで市役所の1階のところと総合事務所でやってきた。そこで申請というか、写真を撮ってくれてというのは、もう終了したんですよね。まだやっているんですか。

亀崎市民課長 7月1日から今でもずっとやっておりますし、これからもやっています。

大井淳一郎分科会長 取りあえず今マイナンバーが出ていますので、マイナンバーの質問をまず受けたいと思います。

矢田松夫委員 令和4年度までの目標設定があったですよ。ちょっと私は忘れたんですが100%ではなかったですか。どちらにしましても、それは無理と思うけど、目標に到達するかどうか。

亀崎市民課長 令和4年度末に100%を目指して頑張っているところで、マイナンバーカード交付円滑計画を国のほうに提出しております。その円滑計画によると、令和2年11月末現在で28.2%となっておりますが、現在21.2%です。この計画を受けて目標達成するように頑張っていこうと思っております。

大井淳一郎分科会長 以前にもお伺いしたかもしれませんが、例のマイナポイント、あるいは定額給付金関係で結構他の自治体では、窓口にかなり人が並んで、この御時世に余計に密になったということがあるんですが、当市の状況はいかがでしょうか。混雑とかあったんでしょうか。



亀崎市民課長 やはり皆さんお越しになられるので、どうしても3密になりがちではありますので、例えば本庁で言いますと、階段下のほうに別に机等を設けまして、写真撮影、申請支援などはそちらで行っており、なるべく3密にならないように、お客様に対しても、例えば、車でお待ちいただくことができますとか、椅子は一つ空けてお座りくださいとか、そういったことでなるべく3密にならないような対応は心掛けております。

大井淳一郎分科会長 マイナンバーカード関係はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは聖火リレーです。

矢田松夫委員 市内の公式スポンサーというのがあって、某車屋もあったんですが、これによってスポンサーにお金を還元するということはあったんですか。

石田文化スポーツ推進課長 スポンサーからお金を頂いて、それを還付するといったことは特段ございません。

吉永美子委員 当然しょうがない。オリンピック、パラリンピックが来年になったということで、来年開催された際には聖火リレーはできるような方向で動いているんでしょうか。いかがですか。

石田文化スポーツ推進課長 今、県のほうで担当者の連絡会議等を開催しております。12月に入りましても、会議等が行われる予定となっております。今のところ、今年度の聖火リレーを来年度に延期という形で実施する方向で検討し、進めているということになります。委員長すみません、先ほど議案の説明をさせていただきましたが、歳入の繰入金の説明が漏れておりましたので、このまま続けてさせていただきたいと思います。予算書の18ページ、19ページをお開きください。オリンピックの聖火リレーの実施負担金ですが、ふるさと支援基金の繰入金があたっております。この歳入部分のふるさと支援基金の繰入金も同様に366万3,000円ほど減額をしております。

大井淳一郎分科会長 はい、そのほか。聖火リレーはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続いて、24、25もマイナンバー関連ですが、このページに限ってですが、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは以

上とします。環境課関係の36、37ですが、資料に基づいて質問される場合はページを示してください。環境課の塵芥処理費です。

吉永美子委員 本会議のときにも想定以上に、要はアクシデントというか、そんな感じのお話があったように思っているんですが、想定としてはここまで劣化する、摩耗するとは思っていなかったと思うんですね。ということは、どのぐらいまでは大丈夫だといった認識等があったんでしょうか。

河上環境課長 想定というのが、私どもが思った以上にということになります。一応メーカーといいますか、環境省あるいはメーカーの指定としましては、毎年、保守点検を行うということとなっております。そういった観点からしますと、ある程度の予測ができる修繕内容なのかなというふうには思っております。

大井淳一郎分科会長 参考までに予測はどれぐらいで修繕しなくてはいけないと考えていましたか。

河上環境課長 この環境衛生センターの設備というのは、高温、多湿、そして腐食性雰囲気暴露されております。また、機械的な運動によって、非常に摩耗しやすい状況下に置かれていることから、なかなか検査、点検の年数というのは、はっきり申し上げることができにくいところではあります。環境省の廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引、要はガイドラインですけれども、こちらでは、それぞれ設備によって違うんですけれども、今回修繕しますごみ投入ホップとしましては4年に1度、それから焼却炉については1年、それから灰冷却装置は4年に1回、クレーンについては1年で保守点検をすることが推奨されております。また、メーカーとしましても、当然これに基づいて修繕、保守点検をすることを推奨しておられる状況です。

大井淳一郎分科会長 あくまでも保守点検なんで、今回のような修繕とは違いますよね。その想定も違っていたのかな。

河上環境課長 保守ということですので、その点検をする中で、その施設に不備があったら随時修繕をしていくという観点であろうというふうに思っ

ております。

大井淳一郎分科会長 ちょっと私の質問が悪いかもしれない。要はこれぐらいで修繕しなくてはいけないという、計画みたいなのがあったと思うんですよ。それよりもかなり早くなつたのかなという認識なんですけど、いかがですか。

河上環境課長 私の言葉が悪いと思うんですが、この保守点検をする中で、必要な部分については順次、修繕をしていくということで考えております。

大井淳一郎分科会長 保守点検イコール修繕ではないと思うんですよ。保守点検はするんですけれども、必要ならば修繕はもちろん必要なんですが、その修繕の想定が従来よりちょっと変わってきたのかなと思ったんで、今、吉永委員も聞かれていると思うんですが、いかがですか。

河上環境課長 先ほど申し上げましたが、なかなかこれは想定しにくいところでありまして、保守点検をする中である程度の修繕は必要になってくるのではないかなというふうには考えております。

大井淳一郎分科会長 今後このスパンで同じように、これぐらいの額が上がってくるんですかね。ちょっとそこも想定していないといけないんですか。違いますか。

河上環境課長 年々施設が老朽化をしてきます。したがって、老朽化に伴って修繕料は年々増加をしていくというふうには考えております。また、この修繕を行わないということであれば、設備の機能の低下ということにつながってこようと思いますので、定期的な確認、点検、保守をしながら修繕をしていきたいというふうには考えております。

吉永美子委員 ごめんなさい、聞いていてよく分からなかったんです。メーカーも毎年保守点検を推奨しているとおっしゃいましたよね。山陽小野田市も毎年行ってきたんですか。

河上環境課長 修繕につきましては、修繕が必要な箇所等が判明した時点で行っているところで、定期的なものは現在のところ行っていないような状

況です。しかしながら、この施設そのものを長寿命化していかないといけない、延命化をしていかないということから、現在それをいかに延命化していくかの手法について研究中でありますので、必要に応じて保守点検等も考えたいというふうに思っております。

吉永美子委員 そうなると、やはり問題なのは毎年保守点検をメーカーも環境省もと言われたかな、推奨しているけど、山陽小野田市はやっていなかったと、新しいからいいかなと思っていたということですか。

河上環境課長 毎年、保守点検を行うということになりますと多額の金額が掛かってきます。そのため、現在では、必要に応じて行っているというような感じになっております。

河崎平男委員 多額の修繕費用が掛かるということではありますが、基金の創設というのはできるんですか。

河上環境課長 修繕については、現在のところ基金の創設というのは考えておりません。

杉本保喜委員 1番の場所の破損状況。それから5番、5ページの破損状況。この修理はパッチ当てでやるんですか。それともそっくりその部分の板を変えるんですか。

松尾環境センター主任 今の御質問ですが、1番と2号ホップ修理と3番の2号灰冷却装置の部分ですが、これは完全に鉄板をやり替える。パッチ当てではなく、全て新品にやり替えるということです。

杉本保喜委員 この部分というのは、想定からも、例えば1ページのところの場所なんかは、その可能性が高いと思うんですよね。その辺りは最初造ったときに、業者の定期点検というのはどれぐらいの間隔でもって想定されていたんですか。

河上環境課長 先ほどもちょっと答弁させていただきましたが、ごみ投入ホップにつきましては4年、それから灰冷却装置につきましても同様に4年ということで推奨されておるところです。

吉永美子委員 先ほどの御説明では、リサイクル事業委託料は、これまでシルバー人材センターさんをお願いしていたものを職員でということ、やはり大変な作業になると思うんですが2点お聞きしたい。職員で行うことによって、要は労働過重というか、大変さが重くならないかなという点を心配することと、それと以前お願いしていた、要は障害者の方の精神家族会で何かやってもらっていましたが、あれはどうなっているんですか。

河上環境課長 まず障害者のほうの対応ですけれども、これについては今までどおりということをお願いをさせていただいております。職員の過重な労働というところですが、現在も収集業務は非常に大変な業務で、環境衛生センターの職員は頑張ってくれているところではありますが、環境衛生センターの収集業務と処分場の業務を同じ市の直営で、職員で対応することによって、ローテーションがやりやすくなる。ちょっと調子が悪いときは収集業務ではなくて処分場に回すとか、そういった対応が可能となりますので、軽減できたとは言いきいんですけれども、前年度よりは少しは運営がしやすい状態になっているかなというふうには思っております。

吉永美子委員 環境衛生センターで働いておられる職員さんにとって、労働が重くなるという考えは持たなくていいということによろしいですか。

河上環境課長 この変更によって重くなるということはないというふうに考えております。

矢田松夫委員 先ほどの修繕の関係ですけど、定期的にメンテナンスをしていれば修繕劣化が防げる。しかしながら、そういうことをするとお金が要るから、定期的に行ってないんだ。しかしながら、点検をする度に機械を止めていれば、どんな損失なのかという計算も含めて、これについての対応を早急にせんと大変なことになる。毎回毎回1年から4年の間に、毎回毎回このように修繕料が発生すると、このような金額にならないと思いますけれど、結局、膨大な修繕料が発生しますので、金額とは言いませんけれど、やっぱり定期的に修繕、メンテナンスを掛けたほうがいいんじゃないかなと思うんですけどね。その辺どうなんですか。まとめ

て言うけれど。

河上環境課長 定期的な修繕をしたほうがいいのではということで、現在、研究をしているところです。何よりこの環境衛生センターというのが、社会インフラで絶対的に必要な施設ということで、稼働を中止することができない施設となっております。そのため、定期的に点検保守、あるいは必要に応じて修繕を行うというところの体制を現在研究しているところです。確かに保守点検をするということになると、金額は非常に多くなるんですが、今研究をしているというふうに申し上げましたが、実際のところ、他市も今調査しているんですが、他市と比較をいたしますと、現在の本市の環境衛生センターの修繕料は、非常に低い金額となっております。場合によっては、5分の1から10分の1程度の修繕料ということになっております。先ほど申し上げましたように、環境衛生センターは社会インフラの施設で、稼働を中止することができないという観点から、もう一度、その辺を見直す中で、安定的な運営ができる体制づくりをしっかりと検討したいというふうに思っております。ありがとうございます。

吉永美子委員 修繕費が5分の1から10分の1と言われますが、それは例えば、古いところと山陽小野田市みたいに比較的新しいところというのは、差が出るということはありませんか、先ほど低いと言われましたが。

河上環境課長 もちろん古い施設では多額の金額、予算が計上されているところもあります。ただ、これらを平準化するために、修繕料を含めた長期継続契約ということを導入している市町もあります。これを行うことによって、単年度では金額が上がるということが想定されますが、平準化すれば少しでも軽減になる可能性も出てきます。何よりも安定的な運営ができるという観点から、現在それを研究中ですので、もしその辺の可能性が出てきましたら、議会でも御報告申し上げたいというふうに思っております。

松尾数則委員 こういうところ、劣悪な環境でいろんな作業されているというのは十分に分かります。ただ今回もかなりの金額、いつも修繕費でかなりの金額が上がってくるし、先ほど委員長が言われたように、維持管理と修繕費というのは全然違う話ですからね。どうもその辺が一緒くたに

なっているような気がしてならない。だから、基本的に維持管理をきちんとしておけば、本来はこういうのは起こり得ない。そのための維持管理ですから。私は機械科の出身だから、この内容を見てみると、こういった腐食する、劣悪な環境で腐食、ちょっと腐食しすぎじゃないかな。もう少し管理すれば何とかなるような気がする。耐火炉の防火壁だって、恐らくセラミックファイバーとか、そういうのを使ってあるんじゃないかと思うんですよね。これでしたら3年に1回か4年に1回は替えなきゃいけないというのは当たり前の話なんで、その辺の管理そのものが、僕は管理の仕方が足りないんじゃないかという気がしている。そうすると、こんなに大きな修繕費が毎回上がってくるということはないような気がするんですけどね。ちょっと考えていくべきだと思うんですけど。

河上環境課長 常に保守点検、確認をしていけばここまでひどくならない状況になった可能性は十分にあります。ただ、この施設、焼却炉等は24時間ずっと運転をしております、これを止めないとなかなか中まで見られないというような現状もあります。そういった状況下で、ここまでひどくなったというところがあります。ただ、繰り返しなりますけれども、しっかり保守点検をしていけば、ここまでひどくならなかったということ自体は、現状として否めないところですので、しっかりと点検、保守ができるような体制づくりを検討したいというふうに思います。ありがとうございます。

松尾数則委員 24時間営業、焼いているんですね。24時間したほうが傷まないんです、普通はね。止めたりするから斎場とかはすぐ壊れるんですが、24時間営業していると、こんなに傷むようなことはないような気はするんですけど、何かやっぱり燃焼物が違うからでしょうね。

河上環境課長 やはり燃やす物が、どうしてもごみというもので、腐食性が強いというところ。様々なものが入っているというところで、どうしても機器が傷みやすいというような現状にありますので、こういった状況になったのではないかとこのように考えております。

大井淳一郎分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）市民部関係の質疑は以上とします。5時を過ぎますが、分科会だけでもやりたいと思います。職員の入替えて5時5分まで休憩します。

---

午後 4 時 5 5 分 休憩

---

---

午後 5 時 5 分 再開

---

大井淳一郎分科会長 審査番号 1 番の福祉部関係です。こちらの歳入に関する説明ということで、まず国保からお願いしたいと思います。

梅田国保年金課長 それでは、一般会計補正予算（第 1 5 回）の歳入について、国保年金課分から御説明します。1 8 ページ、1 9 ページを御覧ください。2 1 款 4 項 3 目過年度収入、1 節過年度収入のうち、最下行の療養給付費負担金精算金は、後期高齢者医療保険の療養給付費負担金の令和元年度の額が確定したことにより、1, 2 7 0 万 8, 0 0 0 円の還付を受けるものです。国保年金課分は以上です。

麻野高齢福祉課長 同じく、2 1 款 4 項 3 目過年度収入、1 節過年度収入の上から 5 番目と 6 番目の介護保険低所得者保険料軽減負担金の 7, 0 0 0 円と 3, 0 0 0 円の増額は、令和元年度介護保険低所得者保険料軽減負担金の精算に伴い、国及び県から追加交付されるためのものです。以上です。

岡村障害福祉課長 同じく、2 1 款 4 項 3 目 1 節過年度収入につきまして、自立支援給付費県負担金の 1 万 8, 0 0 0 円、障害児支援給付費の国庫負担金精算分 1 8 5 万 1, 0 0 0 円及び県費負担金精算分 9 2 万 5, 0 0 0 円を増額するものです。これは令和元年度精算に伴う追加交付分です。

長井子育て支援課長 同じく 1 8、1 9 ページ、2 1 款諸収入、4 項雑入、3 目過年度収入、1 節過年度収入のうち子育て支援課分を御説明します。児童手当国庫負担金 5 万 5, 0 0 0 円、子どものための教育・保育給付費国庫負担金 1 0 6 万 1, 0 0 0 円、子どものための教育・保育給付費県負担金 6 0 万 5, 0 0 0 円、入所施設措置費国庫負担金 1 0 万 8, 0 0 0 円、入所施設措置費県負担金 5 万 4, 0 0 0 円は、いずれも令和元年度の各事業補助金の精算に伴う追加交付の計上です。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

大井淳一郎分科会長 まず、歳入の説明がありました。それに係る質疑という



ことになっておりますので、歳入に係る質疑を受けたいと思います。今言われた範囲ですがよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは以上とします。続きまして、歳出に係る説明を求めます。

梅田国保年金課長 それでは、歳出について国保年金課分から御説明します。

26ページ、27ページをお願いします。下段、3款1項1目社会福祉総務費、28節繰出金のうち、国民健康保険特別会計繰出金を65万7,000円増額するものです。内訳は保険基盤安定繰出金が195万4,000円の減額、国民健康保険負担軽減対策繰出金が261万1,000円の増額となります。主な理由は額の確定によるものです。続きまして、28ページ29ページをお願いします。下段、3款1項4目後期高齢者医療費を1,453万3,000円減額し、補正後の額を11億8,778万1,000円とするものです。内訳としましては19節負担金、補助及び交付金の療養給付費負担金を1,478万9,000円減額しています。これは額の決定によるものです。また、28節繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金を25万6,000円増額しています。内容は事務費等繰出金を税制改正に伴うシステム改修等により64万3,000円増額、保険基盤安定繰出金を額の確定に伴い38万7,000円減額するものです。これらの歳出のうち、国民健康保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては特定財源があります。12ページ、13ページをお願いします。まず、国民健康保険特別会計繰出金のうち保険基盤安定繰出金の特定財源として、中段の15款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費国庫負担金の国民健康保険基盤安定費を73万8,000円減額。14ページ、15ページをお願いします。中段の16款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費県負担金の国民健康保険基盤安定費を72万7,000円減額しています。また、国民健康保険負担軽減対策繰出金の特定財源として、同節2行目の国民健康保険負担軽減対策費を1,517万1,000円増額しています。次に、後期高齢者医療特別会計繰出金のうち、事務費等繰出金の特定財源として、同ページ最上段の15款2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費国庫補助金の高齢者医療制度円滑運営事務費補助金を23万1,000円増額しています。これは、システム改修に対するものです。また、保険基盤安定繰出金の特定財源として、中段16款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費県負担金のうち上から4行目の後期高齢者医療保険基盤安定費を29万円減額しています。国保年金課分の御説明は

以上です。

麻野高齢福祉課長 続いて、高齢福祉課から御説明します。26、27ページをお開きください。下段、3款1項1目社会福祉総務費の高齢福祉課分について御説明します。28節繰出金の介護保険特別会計繰出金は介護保険特別会計への繰出金を1,648万1,000円減額するものです。この内訳としましては、令和元年度決算の認定に基づく事務費繰出金の精算として1,116万3,684円の減額、令和2年度のシステム改修事業補助金の内示に伴う事務費繰出金の精算として差引き655万8,700円の増額、介護給付費の補正に伴い1,187万5,000円の減額となっております。続きまして、28、29ページをお開きください。中段、3款1項3目高齢者福祉費、20節扶助費の老人保護措置費は、令和2年度の老人保護措置費の決算見込みについて、上半期の老人保護措置費の動向を注視しつつ、措置入所者数の状況、令和元年度下半期の状況を勘案し、909万1,000円増額するものです。特定財源について御説明します。12、13ページをお開きください。上段、13款2項1目1節の高齢者福祉費負担金を老人保護措置費の自己負担分として、181万8,000円を増額しております。28、29ページにお戻りください。次に、3款1項3目23節償還金、利子及び割引料の償還金を2万6,000円増額しております。これは、令和元年度における介護保険事業費補助金の精算に伴い、県からの超過交付金を返還するための償還金です。高齢福祉課の説明は以上です。

岡村障害福祉課長 障害福祉課分を説明します。26、27ページをお開きください。3款1項2目障害者福祉費を1億4,928万7,000円増額し、19億1,739万8,000円にするものです。それぞれの節について当初予算額の執行状況を確認する中で、おおむねの決算見込額をもって、今回の補正額を算出しています。内訳としましては28、29ページをお開きください。12節役務費の手数料150万円は、障害児相談支援給付費の相談件数の増加による増額です。13節委託料のシステム改修委託料の206万3,000円は、令和3年度に予定されている自立支援給付費の報酬改定に伴うシステム改修費です。20節扶助費につきましては、グループホーム給付費を1,570万円、生活介護給付費を1,600万円、施設入所支援給付費を310万円、就労移行支援給付費を400万円、就労継続支援B型給付費を400万円、児童発達支援

給付費を3,000万円、放課後等デイサービス給付費を3,500万円、合計1億780万円増額するものです。増額の主な理由としましては、グループホームや生活介護、施設入所支援、就労移行支援、放課後等デイサービスは見込みに比べて利用者が増加したことによるものです。就労継続支援B型につきましては、平均工賃月額により基本報酬が変わるため、工賃向上により見込みよりも給付費が増加した事業所があることによるものです。また児童発達支援につきましては、事業所の定員が変わったことで、基本単価が増額したことによるものです。なお、これらの財源として、12、13ページ、歳入の15款1項1目1節社会福祉費国庫負担金の自立支援給付費2,140万円と障害児支援給付費の3,325万円を増額します。国庫補助率につきましては2分の1です。次に14、15ページの16款1項1目1節社会福祉費県負担金の自立支援給付費の1,070万円と障害児支援給付費の1,662万5,000円を増額します。県費補助率については4分の1です。14、15ページ15款2項2目1節社会福祉費国庫補助金の障害者総合支援事業費補助金の89万6,000円はシステム改修分の増額です。28、29ページをお開きください。23節償還金、利子及び割引料につきまして、償還金を3,792万4,000円増額するものですが、これは、令和元年度決算に伴う自立支援給付費の国庫及び県費負担金と障害者医療費の国庫負担金の交付超過に係る精算に伴う償還金です。7ページをお開きください。第3表の債務負担行為補正について御説明します。障害福祉課分につきましては、表中、障がい者支援施設等3園、のぞみ園、まつば園、みつば園についてです。令和3年3月31日で指定期間満了となるため、新たに指定期間を令和3年度から令和7年度の5年間として指定管理するため、指定管理者委託料について債務負担行為の補正を行うものです。限度額を、のぞみ園につきましては658万5,000円、まつば園につきましては740万5,000円、みつば園につきましては1,582万5,000円としています。なお、指定管理者候補者は、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団です。説明は以上です。

長井子育て支援課長 子育て支援課分を御説明します。一般会計補正予算書の30、31ページをお開きください。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費239万4,000円を増額し、1億3,385万9,000円とするものです。この内訳は19節負担金、補助及び交付金、施設整備補助金84万8,000円の減額、これは私立保育所の施設整

備が完了し工事額が確定したことにより、不要となった補助金を減額するものです。23節償還金、利子及び割引料324万2,000円は、令和元年度の子ども・子育て支援事業費の精算に伴う国庫補助金の償還金です。19節の減額に伴う特定財源の補正を御説明します。14、15ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費国庫補助金、保育所等整備交付金315万4,000円の減額及び子育て支援特別対策事業施設整備費補助金258万9,000円です。これには補助事業の振替分も含んでいません。30、31ページにお戻りください。3款2項2目児童措置費を2億7,230万6,000円減額し、31億5,744万8,000円とするものです。この内訳は、13節委託料から20節扶助費までは、いずれも決算を見込んだものです。13節委託料の内訳は保育所運営費市外公立分が500万円、保育所運営費私立分が1億4,000万円の減額です。19節負担金、補助及び交付金の内訳は、私立幼稚園運営費負担金が6,700万円、地域型保育事業運営費負担金が1,500万円、施設等利用給付費負担金が2,300万円、それぞれ減額です。20節扶助費の内訳は、児童手当が3,000万円、児童扶養手当が1,500万円、乳幼児医療助成費が1,500万円、ひとり親家庭医療助成費が900万円、子ども医療助成費が400万円、乳幼児医療助成費市単分が400万円、それぞれ減額です。23節償還金、利子及び割引料5,469万4,000円は、令和元年度の子ども・子育て支援交付金、保育対策総合支援事業費、認可外保育施設の衛生・安全対策事業費及び未婚の子どもの児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金事業費の精算に伴う国費及び県費負担金、補助金の償還金です。13節から20節までに伴う特定財源の補正を御説明します。12、13ページをお開きください。15款1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉国庫負担金のうち、児童扶養手当給付費500万円減額、児童手当2,397万6,000円減額、子どものための教育・保育給付交付金1億794万4,000円減額、子育てのための施設等利用給付交付金1,150万円減額に加えて、14、15ページをお開きください、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節児童福祉費県負担金、児童手当301万2,000円減額、子どものための教育・保育給付交付金6,729万円減額、子育てのための施設等利用給付交付金575万円減額、さらに16款2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費県補

助金、乳幼児医療助成費 5 9 5 万円減額、ひとり親家庭医療助成費 3 3 5 万円減額を計上しています。3 2、3 3 ページをお開きください。3 款 2 項 3 目ひとり親福祉費を 1 3 8 万 2, 0 0 0 円増額し、2, 6 2 6 万 7, 0 0 0 円とするものです。この内訳は 1 9 節負担金、補助及び交付金 4 5 0 万円の減額は、ひとり親家庭高等職業訓練促進・修了支援給付金の決算を見込んだものです。2 0 節扶助費 1 9 5 万円は母子生活支援施設入所措置費です。これは現在入所している施設の措置費単価が変更となったことから、当初予算額が不足する見込みとなったためです。2 3 節償還金、利子及び割引料 3 9 3 万 2, 0 0 0 円は、令和元年度のひとり親家庭自立支援給付事業等の精算に伴う国庫補助金の償還金です。1 9 節及び 2 0 節の補正に伴う特定財源の補正を御説明します。1 2、1 3 ページをお開きください。1 5 款 1 項 1 目 2 節児童福祉費国庫負担金、入所施設措置費負担金 9 7 万 5, 0 0 0 円、続く 1 4、1 5 ページの 1 5 款 2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉費国庫補助金、母子家庭等対策総合支援事業費 3 3 7 万 5, 0 0 0 円減額、1 6 款 1 項 1 目 2 節児童福祉費県負担金、入所施設措置費負担金 4 8 万 7, 0 0 0 円を計上しています。再び、3 2、3 3 ページにお戻りください。3 款 2 項 4 目保育所費 6 0 5 万 6, 0 0 0 円を増額し、9 億 1, 9 8 7 万 3, 0 0 0 円とするものです。この内訳は 1 3 節委託料、補償費算定業務委託料 6 0 0 万 6, 0 0 0 円、1 8 節備品購入費、園用器具費 5 万円です。1 3 節委託料は日の出保育園の建て替えに関し、公立保育所再編基本計画では小野田駅北側市有地周辺を候補地として検討してまいりましたが、解決困難な課題があり、計画どおりに事業を進めることはできなくなりました。そこで、範囲を広げて候補地を探してきましたが、適当な候補地を見付けることがかなわず、そのような際に、日の出保育園北側の私有地を取得できる可能性が出てきました。その私有地を取得する手法を検討する中で、手法の一つとして、私有地の既存建築物等を所有者に解体撤去していただき、更地で購入する場合の建物等除却補償費を算定し、交渉する際の参考とするため、補償費算定業務を業者に委託する費用です。1 8 節備品購入費は 1 0 月に子どもたちのために役立ててほしい旨の寄附があり、公立保育所で必要な備品の購入に充てることとしたものです。これに伴う特定財源の補正は、1 6、1 7 ページを御覧ください。1 8 款寄附金、1 項寄附金、3 目民生費寄附金、1 節民生費寄附金 5 万円です。最後に 3 4、3 5 ページをお開きください。4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、2 3 節償還金、利子

及び割引料 228万2,000円のうち、172万3,000円が子育て支援課所管分です。これは令和元年度の未熟児養育医療負担金の精算に伴う、国庫及び県費負担金の償還金です。次に、繰越明許費の御説明をします。一般会計補正予算書の6ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正、上から2段目の小野田地区公立保育所整備事業について御説明させていただきます。3款民生費、2項児童福祉費につきまして、この度の一般会計補正予算第15回で計上させていただいております、4目保育所費、13節委託料、補償費算定業務委託料600万6,000円について繰越明許費を設定するものであります。これは、補償費算定業者の決定が令和3年2月以降になること、補償費算定業務に二、三箇月の期間を要し、今年度内に業務が完了しないことを見込まれるためです。次に債務負担行為補正について御説明します。一般会計補正予算書の7ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正、上から6段目のなるみ園指定管理者委託料を御説明します。これは議案第130号で御説明しました山陽小野田市障害者支援施設等の指定管理者の指定のうち、なるみ園に係る委託料です。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで、なるみ園の管理運営を指定管理者に行わせるため、限度額を3,991万円として計上するものです。続きまして、同じく第3表の上から7段目から13段目までの児童館7館の指定管理者委託料の債務負担行為補正を御説明します。これは議案第132号で御説明しました山陽小野田市の児童館の指定管理者の指定に係る委託料です。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで、児童館7館の管理運営を指定管理者に行わせるため、限度額を有帆児童館については3,521万1,000円、高千帆児童館については3,376万5,000円、小野田児童館については3,451万8,000円、須恵児童館については3,482万6,000円、赤崎児童館については3,387万5,000円、本山児童館については3,479万9,000円、高泊児童館については3,762万6,000円として計上するものです。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

大井淳一郎分科会長 説明が終わりましたので、歳出に関する質疑に入ります。ページを追っていきたいと思います。課をまたがるとと思いますが、皆さん御協力お願いしたいと思います。まず26ページ、27ページの下の方ですが、民生費の1項社会福祉費の一部です。よろしいですか。「はい」と呼ぶ者あり）繰出金等はよろしいですね。「はい」と呼ぶ者あり

28ページ、29ページの中でいかがですか。

水津治副分科会長 3の高齢者福祉費の中の20節の老人保健措置費ですが、決算を見込んで900万円増額の補正なんですが、要因は何でしょうか。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 こちらの増額の要因なんですが、当初見込んでいたよりも、老人ホームへの入所者が増加したことによるものになります。

大井淳一郎分科会長 それにしては結構多いですね。900万円ですからね。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 4人ほど見込みよりも多くなっております。

矢田松夫委員 何で増えたかという話を質問したんですよ。それが何で増えたか、何で4人増えたかという話です。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 増えた要因ということなんですけども、その具体的なところというのは、なかなかなぜかというのは難しいところなんですけど、経済的理由あるいは環境的事由により、在宅生活の継続の困難な方がちょっと増えたことによるものと考えております。

大井淳一郎分科会長 ちなみに何人分になるんですか。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 4人分です。

大井淳一郎分科会長 909万が4人分ですか。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 はい、そうです。

大井淳一郎分科会長 分かりました。そのほか、いいですね。次、行きます。30ページ、31ページ。児童福祉総務費、児童措置費の一部。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）32、33ですが、保育所費以外で、ひとり親の関係で。

矢田松夫委員 ひとり親の関係ですけど、結局マイナスになった分は何人。ど

の給付金。どんな給付金がマイナスになったのか。

長井子育て支援課長 ひとり親家庭高等職業訓練促進・修了支援給付金が減額になりました。これは該当者に休学や退学があったことと、昨年度、給付に関する相談があった方も入学予定者に含めて予算要求させていただきましたが、実際には入学されなかった方もあったということで、減額になっております。

大井淳一郎分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）保育所費に絞りましょう。これについて。

吉永美子委員 ちょっと理解できてなくて教えてください。先ほどの補償費算定業務委託料ですね。この解体撤去、要はお隣の銀行のところだと思うんですが、これをもうちょっと詳しく教えてください。

別府子育て支援課主幹 平成29年に公立保育所再編基本計画を策定しまして、現在、公立保育所再編の取組を進めております。山陽地区の保育所については、厚狭駅南部地区に定員140人の保育所を建てることとしまして、現在建築工事が順調に進んでおります。一方、日の出保育園の建て替えについて、再編基本計画では、小野田駅北側の市有地周辺という書き方をして、定員規模を拡大して、建て替えることを検討することとしておりました。再編基本計画に沿って小野田駅北側市有地周辺、具体的にはスマイルキッズの東側の駐車場近辺を活用した建て替えを検討してきたところですが、市有地だけでは整備が難しいというような結論に至りまして、ここでの建て替えが難しいという結論に至りました。したがって、もっと建て替えの範囲を広げて、小野田駅周辺で土地を探してきましたが、この度、現在の日の出保育園の北側の土地の私有地の購入ができるのではないかという話が出てまいりましたので、この方向で日の出保育園の北側の建て替えということで検討を進めていきたいと考えているところです。土地購入を考えているところには、土地の上に建物が建っています。その建物をそのまま買うのか、解体撤去していただいた上で買うのか、いろいろな手法があるかと思えます。市としては建物が残ったままで買って、その建物が活用できれば、その方法もあると思えますが、今考えているのは解体撤去を相手方にさせていただく場合の解体の補償費の算定を業務委託したいと思っております。この補償費



が出てきたら、その金額をもって相手方と交渉をしたいというふうに考えております。

吉永美子委員 ちょっとよく分からないんですが、補償費の算定というのは、内部で算定するということが不可能なんですか。業者に委託をしないとできないんですか。一級建築士とかもおられるけど、やっぱりそれとは全く関係なく、解体自体というのはスペシャリストというか、そういうところじゃないと算定は不可能ということですかね。

別府子育て支援課主幹 移転に伴う補償費であれば、移転補償費とか、いろんな補償費の種類もあると思いますが、この度考えているのが解体、除却をしていただく場合の補償費の算定ということです。補償費の除却工法の定義が、建物の現在価格に取壊工事費を加えて、それから発生材価格というものを控除して算出する、そういう算出方法が定められております。その建物の現在価格を出すということについては、現在の建物の推定再建築費に現価率、これは耐用年数と経過年数を比較して、そういう現価率を掛けたものというような複雑な計算もありますので、やはり専門の業者に委託をしないと数字が出てこないということで、この度予算を要求したというところです。

吉永美子委員 分かりました、ありがとうございます。それで解体撤去のための、要はどれだけ掛かる、それが妥当だということの計算をしてもらって、それから相手側と交渉してという計画は立てておられるんですか。いつぐらいまでにこうして、いつぐらいには工事に入るとかいうことは、もう計画を立てておられるんですか。相手があることですが。

別府子育て支援課主幹 この度の補正予算で予算を確保することができましたら、年明け早々に入札の準備に入りたいと思っています。入札の準備に1か月程度、入札実施までに掛かるとしますので、実際に入札して、業者が決まるのが年明けの2月上旬から中旬ぐらいで、この補償費算定業務にどれぐらいの期間が掛かるかということを業者に参考程度に尋ねたら、2か月から3か月は見ておいてほしいということでしたので、2月から業務に着手して、年度内に、順調に早く進めば終わりますが、終わらない可能性もあることから、この度繰越明許の設定もさせていただいたというところです。3月から4月ぐらいに補償費が出てきましたら、

それをもって、また先方との協議を進めていきたいと思っています。協議が整いましたら、土地購入、補償費の支払の協議が進むということになります。土地購入の予算は現時点で早ければ6月、場合によっては9月補正ぐらいに要求できればいいというふうに考えています。

杉本保喜委員 その件なのですが、建物は耐震化された建物なんですかね。（「候補のほうですね」と発言する者あり）候補のほうの建物。

別府子育て支援課主幹 耐震基準が昭和56年に変わっていると思います。一つの建物は新耐震基準の後に建てられた建物だと思いますので、耐震診断とかという義務もない、新耐震基準で建てられた建物だと思います。（発言する者あり）そうですね。それから土地の購入を2筆考えておられて、もう一方のほうは、かなり古い建物になっています。耐震診断とか耐震基準というのは個人の方ですので、されていないのではないかと思います。確認まではしていません。

水津治副分科会長 今回の補償費の関係なのですが、この調査に600万円とかという数字は、私にとっては大きな数字で、土地の購入の一部に充ててもいいぐらいの金額かなという思いがあります。建物の評価、そしてそれを解体するお金がどのぐらい掛かるかという調査ということと思うんですが、併せて、更地になった土地を買うということも含めた内容として調査されるほうがいいんじゃないかと思うんですが、それはどうでしょうか。

別府子育て支援課主幹 この度は補償費の除却工法という工法で算定していただきたいと考えております。先ほども申し上げましたが、除却工法という定義が、建物の現在価格に聖地費も含んだ取壊工事費を加えて、発生材価格を控除した額という定義がされているようです。建物の現在価格は従前建物の推定再建築費に現価率を掛けたもの、こういう計算で出てくるようです。市としては、既存の建物を解体していただいて、更地にして購入することができれば一番いいとは考えていますが、その協議が整うかどうか、相手方がいらっしゃることですので、現時点で市が考えた一方的な条件を示すわけにもいきません。除却工法による補償費が幾らぐらいというのをまず明確に把握した上で、先方との協議に入っていきたいという考えでの予算要求です。

矢田松夫委員 本来なら、売主のほうが建物を解体して更地にして、さあ幾らで売りますよというのが本来なんですよね。それを今回600万円の調査費を出して、こちらが全部調査して売ってくださいという、この駆け引きというかね、どうも合点がいかんのです。そうなると、補償の算定業務委託料が戻ってくるようなことはないんですか。ちょっとおかしいと思うんよね、大体向こうが出すべきよね、全部やってもらって。単純に考えればそうではないですか。

別府子育て支援課主幹 過去の用地買収については、全ての事例を把握しているわけではありませんが、道路の立ち退き等を伴うようなケースであれば移転補償というものを支払って、土地を買収するケースが多いようです。用地買収も当然これは税金が使われるわけですので、購入に係る経費を少しでも少なくしたいという思いは当然持っています。委員がおっしゃるように、解体に伴う費用を先方に負担していただいて、市は更地になった土地を購入するということができるのであれば、費用の面では一番市にとっては有利な手法になるかと思いますが、何分これはやはり相手方がいらっしゃる交渉事ですので、例えばまだ使える建物を先方に解体までしていただいて、その費用も相手方に持っていて、市は土地代だけで買わせてくださいというような、そういう一方的に市が示した条件をのんでいただけるかどうかというのは交渉者、相手方があることですので、何とも言えない。そこで今後交渉を進めるに当たって、除却費が幾ら必要かというのは当然把握しておく必要があるということでの予算要求です。

大井淳一郎分科会長 この交渉は誰がやるんですか。委託先ですか、それとも市ですか。

別府子育て支援課主幹 この度の予算要求はあくまでも補償費の算定業務ですので、その金額が出てきた後の交渉というのは、当然市が行います。

大井淳一郎分科会長 ちょっと心配なのは、結局、解体費を市が持つ、更地になった土地を買うときに、土地の価格が上がったものを買ったら、高い買物になったら、踏んだり蹴ったりみたいなイメージがあるんですが、そこはどうか、合点がいかないのは、矢田さんもそういう意味で言っ

ているんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。解体費をまず持つでしょう。更地になって、買うときに価値の上がった土地を買うのかという話ですよね。その辺の駆け引きはどうなんですか。

別府子育て支援課主幹 今、考えている手法で言えば、解体についてはあくまでも相手方にしていただきたい。費用も相手方に当然持っていただきたい。ただ、解体費を全部相手方に持っていただいて、市が土地代だけで、きれいになった土地を購入するというふうな交渉がまとまればいいのですが、まだ使える建物をわざわざ先方が費用負担して、解体して、更地にして売るということが、交渉でまとまるとは限りませんので建物を解体する上で必要な補償費というのを、この度算定していただきたいと考えています。

吉永美子委員 売る側からしたら、解体費用買主負担ということで売ったほうがより楽ですよ。売る側ですよ。そういった形でこちらが買うという考えはできないんですか。解体費用を市が負担しますという上での購入です。

別府子育て支援課主幹 今まで土地の所有者と当然、何度か協議というのはしておりますが、これは具体的な金額まで含めた協議を行ってきたわけではありません。そもそも全く先方に土地を売る意思がなければ、協議自体しても意味がありませんので、最低限その土地を売っていただく意思があるかないかというような協議は行ってきました。この度の補償費算定業務というのは、あくまでも今後協議を進めるために必要な材料の一つである除却工法による補償費というのを算定していただくための委託料ということで予算を計上しているわけです。

吉永美子委員 ちょっと聞きますけど、相手と協議をしてきたということで、相手の反応はどうなんですか。

別府子育て支援課主幹 土地を売っていただく意思というのは十分にあるというふうに感じております。

吉永美子委員 ちょっと突っ込んで言わせていただくと、ちょっと気になったので聞いたら、本社にも上げているということを知っているもので、やは

り進んでいくというふうに私は勝手に思っているんですよ。なので、わざわざ解体撤去を相手にさせて、600万円を掛けて調べて、相手にさせてというやり方というのは、一般的にどうなんだろうという気がするんです。例えば、私の家の場合は解体費用買主負担という売出しになっていました。現実には中を変えて使っています。買ったほうですからね。だから、買うほうとしては、売る側に解体費用をこちらが持ちますというところでの購入というのは、そうするともうこの600万円が出てこないですかね。うちが出しますということで、土地を買うということです。そういう考えは一般的じゃないのでしょうか。

別府子育て支援課主幹 いろいろな手法が考えられるとは思いますが、あくまでも今後、協議を進めていくために必要な補償費の算定ということで予算を計上しております。実際に、まだ使える状態の建物が土地の上に建っているときに、土地所有者としては建物がある状態で売り出すこともできるケースもあろうかと思えます。比較的新しい建物がある状態で、建物を相手に費用まで負担していただいて、解体していただくという交渉がまとまれば、もちろんそれでいいと思いますが、この度は除却工法による補償費が必要というケースも想定されますので、予算要求したということです。

吉永美子委員 相手に解体費用負担じゃなくて、市が解体費を負担して買うという意味ですよ。市が買うんですよ。解体費用を市が負担しますということで、お互いのどれぐらいならいいということとはできないんですか。わざわざ相手に解体撤去させるために、補償費の算定をするためにどれぐらいが妥当だということを、わざわざ600万円も掛けて、業務委託という形ですけど、買って壊すのはうちがやるということは、それは無理なんですか。

長井子育て支援課長 建物があるまま市が購入して除却という方法も手法としてはありますけれども、どちらがより市の費用負担が少なくて済むかということは、この600万円を掛けて、相手に除却していただく金額を出さないと分かりませんので、この度、委託費を計上させていただいたところです。

河崎平男委員 この業務委託料について、この事案というのは今まであったん

ですか。

別府子育て支援課主幹 補償費の内容を除却工法に限定して、補償費を出すということがあったかどうかということで、よろしいですか。

河崎平男委員 補償費算定業務委託料というのを、わざわざこういうふうな予算化するというのはあったんですか。初めてじゃないんですか。

別府子育て支援課主幹 私も土地の買収に携わるのが初めての経験でして、過去のこういう用地買収の事例も全ては把握しているわけではございませんが、今まで多いケースでいうと、道路を通すための用地買収とか、そういうケースが多いというふうには聞いておりますので、そういうときであれば、建物を別のところに建てるための補償費、移転補償が、こういうものの支出を伴った用地買収が事例としては多いというふうには認識をしております。除却工法による補償費を出すための用地買収というのは、事例としては少ないとは聞いておりますが、過去に1件、私の知る限りではあったというふうには認識をしております。

矢田松夫委員 結論から言うとやっぱり売主が売価分から600万円を引いて売りますよというのが、これが一番いいわけ。そういうふうになってないから、何でそこまできれいに市側がやらないといけんのかと。それから、先ほどから何回も別府さんは新しい建物、使える建物とばかり言ったよね。でも今までの例から言うと、例えば掘っ建て小屋と言ったらいけんけど、あばら家みたいな例もあるよ、埴生の複合施設のときに小屋があったよ。そんなのは分かるけど、使える建物、使える建物と言うから、調査補償費がだんだん高くなってくるんじゃないかな。隣も売らんかね。購入の補償の対象になるんかね。

別府子育て支援課主幹 交渉事等ではありますが、一方は市が補償費用を土地代に上乗せして支払って、一方は土地代だけで買ってというのは公平性の面で問題があると思いますので、購入する場合には条件は合わせたいと考えております。

矢田松夫委員 この補償費の案分はできんのかね、お互いに。そういうシステムはあるんかね。

別府子育て支援課主幹 補償費の案分というのは考えておりません。先ほどから申し上げておるとおり、税金を使って土地を買うための費用ですので、支出を少しでも少なくしたいという思いは持っておりますが、それで交渉がまとまれば当然それで進めたいと思いますし、それでまとまらない場合は、場合によっては、補償費の支出も必要になってくるというふうには考えております。

矢田松夫委員 話が御破算になったら、この600万円はどうなるんかね。

別府子育て支援課主幹 最悪の場合、補償費が出てきて、金額を示したが、交渉がまとまらないということも全く考えられないとは思いませんので、その場合は補償費算定業務というのは無駄な金額になってしまうというふうには考えています。

大井淳一郎分科会長 まとまらんということは解体しないということだから、600万円は丸々残らないけど、ですよ。600万円は解体する場合の話ですよ。

別府子育て支援課主幹 これは補償費の算定業務ですので、この600万円で解体までしていただくというわけではありません。

杉本保喜委員 土地購入以前の問題として、最初に北側のほうに移動する、そのときの保育園の青写真、それが今回の土地を購入することによって、その青写真は描けるんですか。縦長の土地になったときにですね。その辺りはどう考えているんですか。新しい保育園を造るという構想の中で、最初に描いていた青写真が、そのままその土地に乗っかることができるのかということをお心配しているんですよ。縦長でしょう。南北に縦長の土地になるわけですよ。

別府子育て支援課主幹 当初思い描いたところと土地の形状も大きく違います。ただ、最初に描いていたところについても、私が個人的にこういう形状がいいのではないかと、そういうレベルでは考えておりましたが、特にお金を使って基本設計を行っているわけではありません。しかし、当初思い描いていた絵とは大幅に変えなければいけないとは考えておりま

す。

吉永美子委員 しつこくて悪いんだけど、どうしても理解できない。要は、建物が付いたまま、いずれしても撤去を相手にしてもらおうということは、そのまま使う気はないわけだから、建物が付いたまんま買うのと、相手にわざわざ解体撤去してもらおうという、そこのメリット、デメリットはなんですか。相手にわざわざ解体撤去を望むわけでしょう。うちは解体撤去を望まないで、建物が建ったまま買って、競争入札して、安いところで解体をしてもらおうというところのほうが私はいいと思っているんだけど、あえて相手に解体撤去を望むメリットはなんですか。

長井子育て支援課長 市が解体するほうが、メリットがあるとおっしゃいましたけれども、そのメリットがあるかどうかを計算するために、市が除却、解体する場合と先方に解体してもらおう場合、その比較、検討するための費用の算出のための委託料です。

大井淳一郎分科会長 そうなるとさっき副委員長が言われた疑問が分かるんですが、こんなに掛かるんですかね、補償料算出に。ちょっと何とも言えないね。

別府子育て支援課主幹 補償料については、実際に入札に掛けて落札減があるかも分かりませんが、一応見積り等、根拠のある数字だと考えております。それから、建物を残したままで、そのまま市が購入するというのは、恐らく土地代だけの購入ということ想定されていると思いますが、その話がまとまれば解体の実費だけで市の負担が済みますので、補償費を払うよりは安く済むということも考えられると思いますが、先方が土地代だけの購入、建物も残ったまま、解体は市ですから土地代だけで買わせてくださいということで、承諾していただければ、その手法も取れるかと思えます。

吉永美子委員 結局、解体撤去を相手にしてもらおうということは、相手が売るときにその分、乗せて売ってくるじゃないですか、結局は。費用が掛かるんだから。解体撤去のためのお金を掛けるということは、売るときにはそれに乗せて売らないと赤字になるでしょう。当然ながら赤になるじゃないですか。じゃなくて、だから要はもう相手は売ってくれるという



意思が出れば、建物は関係なくなるわけだから、今だって使っていないし。だから、建物込みで売ってもらって、うちが壊すというほうが、この600万円を使わなくて済むでしょう。だから相手が例えば、解体撤去を200万円ですますというときでも、その前に600万円払って、現実には800万円になっているじゃないですか。違いますかね。

別府子育て支援課主幹　ここで出てきた除却工法による補償費は、当然補償費として相手方に支払うこととなりますが、解体の実費が例えば1,000万円なら1,000万円掛かったからといって、市が払う費用として、土地代と補償費と解体の実費を相手に払うわけではありません。市が払うのはあくまでも土地代と補償費、その補償費を払う中でも、解体まで全部やっていただくというふうな考え方です。

矢田松夫委員　委託料の根拠というか、数字の説明です。何で600万円になるのか。数字が出せますか。

別府子育て支援課主幹　業者から頂いた見積りに基づいております。基本的にこの見積りについても県の歩掛り等があることを確認しておりますので、そういう歩掛りを積み上げて、出てきた数字が600万円という数字です。

矢田松夫委員　その見積書を出せるのか。

大井淳一郎分科会長　私も含めて、この事業、手法というのがちょっといまいち合点がいかないので申し訳ない。

梅田国保年金課長　2年前まで管財課におりましたので、市の建物と解体については、若干心得ているところですので、知っていることを話したいと思います。今、問題になっているのが、相手方に解体していただくのと、市がそのまま買い取って解体するのと、どちらが有利かというところが、委員の皆さん、ちょっと合点がいかないところじゃないかと思います。合点がいかないところにつきましては、市が解体する場合でも、民間の方が解体する場合でも費用は同じだという前提に立っているのではないかと思います。実際はそうではなくて、市が市の建物を解体するとなりますと、いろいろと基準がありまして、その基準どおりに解体業者のほ

うも施工しなければならないというところもあって、民間や個人の方が解体するよりも高くつく場合がございます。それに加えて、市が市の建物を解体するに当たっては、その近隣の建物に影響がないかという家屋調査というんですけれども、これをしなければならないという業務が発生します。これは別に法的に義務づけられているものではないので、個人の方が解体するときにはしなくても、特に問題にはなりません。家屋調査をやるに当たっては、そのためにまた実施設計をしなければならない。それをした上で、今度は実際に家屋調査をしていただく。建物の種類によって、どのぐらいの範囲を家屋調査するかというのが決まってくるので、鉄筋コンクリートであれば周りの10軒とかになってきますので、この分の費用も相当掛かってきます。その辺りも比べた上で、実際に市が解体するのがいいのか、持ち主の方に解体してもらうのがいいのかというのをしっかり比べないと、どちらが有利かというふうには言えないと思いますので、その点だけ、御理解いただければと思います。

大井淳一郎委員長 暫時休憩します。

---

午後6時10分 休憩

---

---

午後6時20分 再開

---

大井淳一郎分科会長 それでは委員会を再開します。このやり方というか、手法等について、改めて説明をしていただければと思います。もう一度再確認する意味も含めてですね。

別府子育て支援課主幹 なかなかうまく説明ができずに申し訳ありません。建物をそのまま残したままで土地を買って、市のほうで建物を解体したほうが安く済むのではないかという御提案だと思いますが、当然それは安く済む可能性があると思います。ただ、耐用年数が過ぎていない建物も含めて土地を買うということは、土地代が必要なのは当然ですが、そこに建物代も必要という話も出てくる可能性があります。その場合に、今後交渉を進めるときに建物の今の価値がどれぐらいあるのか、除却に掛かる費用がどれぐらい必要なのかということ協議する上で、そのときに必要なのは解体費がどれぐらい掛かるとか、そういう数字を市としても持っておく必要があるというふうに考えております。いろんな手法が

あるとは思いますが、手法を検討する中で相手方と交渉する中で、必要と思われる補償費をこの度は予算要求して、除却工法による補償費の金額をはっきり持っておきたいというふうに思っておるところです。

吉永美子委員、では、確認です。業務委託料を600万6,000円出しても、この補償費の算定をしたほうが、山陽小野田市が土地を売っていただくのに当たって、有利に進められるという認識を持たせていただきます。よろしいですね。

別府子育て支援課主幹 現時点ではそういうふうに考えております。今後、交渉を進めていくわけですが、市にとっても、相手にとっても納得がいて、お互い一番いいという手法が取れるように検討を進めたいと思っております。

松尾数則委員 再度ちょっと確認を取っておきたい。今回、例えば、対象物件の建築物が二つあると考えているんですね。一つのほうは移転先も決まっているみたいですが、ただ、もう一つは、まだお使いになっている、事業をされている。その辺も含めて、今までずっと交渉されてきたのか。その辺の内容はどうなっているか、ちょっと理解できないところがありますね。

別府子育て支援課主幹 この度補正予算を要求する上で、既存の日の出保育園の北側の土地というふうに最初申し上げましたが、大体想像ができると思います。土地の所有者にも、もう名前を出していいという了解を頂いておりますので、西京銀行と末富商会です。末富商会につきましては、今の規模の商売をそのまま続けるのであれば、当然市も移転補償費の支出を考えなければいけませんが、今までお話をしてきた中では、今の規模を維持しての事業継続というところまでは考えていないということを書いていただいておりますので、そこで土地を購入できる可能性があるというふうに判断したということです。

松尾数則委員 そうすることがあって、今回のような業務委託をしたほうが安く上がるとか、そういう流れになってきたんだろうか。今までいろいろ交渉してきた内容の中で、これしかないという意味合いのものではないのね。

別府子育て支援課主幹 これしかないという意味合いのものではありません。  
今後いろんな手法を検討する上で、必要な金額を把握しておくための予算要求です。

矢田松夫委員 さっきの資料はどうなったんかね。

大井淳一郎分科会長 600万円の内訳ということですが。

別府子育て支援課主幹 資料として、これを議会に提出することができるかどうかについては、一旦検討させていただきたいと思います。

矢田松夫委員 検討する根拠、何で検討せんといけんの。600万円と決まっているなら、金額を出すなら出せるはず。違うんですか。意味が分からん。

別府子育て支援課主幹 情報公開をする上で、部分公開という規定が幾つか決められております。個人情報に関する規程は当然、公開することができません。この度は政策形成過程の細かい金額の内訳が載っておりますので、これをそのまま公表することができるかどうかということについては、申し訳ありませんが、今すぐ判断することができませんので、一旦検討させていただきたいと考えています。

矢田松夫委員 検討してください。それから、部長にも言うんだけど、この場所ありきということで、今回これを提案するという前に、この場所がいいのかどうなのかという議論を全然してないわけよね、うちの委員会の中で。いきなり2店舗を購入して、そこに建てますよということの話が先に来たわけよね。向こうではできんというのは、先ほどの説明の段階で言ったけれど、なぜできないのか、なぜここがいいのかという話は全然してないのに、委員会で。これはちょっとお粗末と思うんですが、部長。したことはないわね。いきなりここでしょう。

兼本福祉部長 土地の選定につきましては、委員会にはお諮りはしておりません。駅北のスマイルキッズのところで再編計画を作っていたんですけど、市有地だけではなく私有地も必要であり、売手と買手の話で、駅北

に造ることは困難になりました。その後、私もこの周辺を何箇所も見て回りました。適当な土地が本当にありませんでした。そのことから説明が必要であれば、後日また一から説明をすることはやぶさかではありません。今たまたま、別地建て替えか現地建て替えかというふうな選択になろうかと思うんですけれども、基本的に現地建て替えをするのであれば、仮園舎の設営とかもあります。仮園舎の設営を積算する中で、仮園舎に係るお金が物すごく掛かるんです。それであれば、売ってもいいかもしれないと言われる方の土地を購入するほうが、財産も残る、広い土地も得られる、そして子どもたちに今後50年、60年使う良い保育園を建てたいという気持ちもあります。仮園舎を建てると、1年、2年たったら、仮園舎はなくなってしまうわけです。仮園舎の費用と私たちが思っている土地を購入するための費用と比較等した結果、土地の購入をしたほうがいいのではないかという結論になり、内部で協議を進めました。いろいろと下話をしていく中で、相手方も売る意思といいますか、そういったことも話していく中で、やっぱり交渉事ですので、相手が例えば幾らで売りたいというふうな値段をもし提示された場合、市がその金額が妥当であるかどうか、その判断をしなければなりません。こちらが判断をするための金額、こちらがここまでならお金を出せるというようなものを持っておかないと交渉にはならないと思うんです。その金額を出すために、言葉は除却という解体費みたいなんですけれども、その建物の価値とか、除却費用を含めたものが市として幾らまで出せるかというものを積算してもらうための委託料です。さっきから何回も繰り返して担当者が説明しておりますけれども、ここに至るまでは本当に何度も何度も協議を繰り返して、財産を残したい、良い保育園を建てたいというのがコンセプトにありますので、その辺りは御理解を頂きたいと思います。例えば候補地の選定について、いろいろお聞きになりたいということであれば、所管事務調査で御説明をすることは全然構いません。

矢田松夫委員 僕が聞いたのは、何であそこなのかという事前の話を聞いたかったんだけど、それは、今言われたように私有地が買えなかったというのが大きな原因だと。だからスマイルキッズのところに建てられなかったということが大きな理由だということですね。だから、今新たに民間のところを二つ買って、その前に建てるんだと。後ろは解体するんだと。それは分かるんだけど、例えばスマイルキッズの側でも、2階建てにするとか、そういうことも考えられる。そういう話を何で事前にできなか

ったのかということ。そして、次の段階のステップは、今度はもうそこに決まると、この予算でいけば、ここに決まりますよね。決まるでしょう。でないと向こうだって、せっかく売る気になっているのに売らなくなったら大ごとやからね。そういう話はやっぱり事前にしないと私には思う。

大井淳一郎分科会長 ただ、その土地でいかどうかを確かめるための経費だよ。順番が違うようで、違わんようなイメージがあるんだけどね。

河崎平男委員 先ほどの矢田委員の関連質問だけど、補償費算定業務委託料600万6,000円、この根拠がないと審議できないんじゃないんですか。その数的根拠は審議しないとできないですよ。何のための数字を挙げているんですか。予算化できないんじゃないんですか、この数的根拠がないと。どういう根拠か教えてもらわんと審議できないですよ。

兼本福祉部長 この委託料自体が入札案件になろうと思います。入札案件における事前の詳細設計を公に出せるかどうかかどうかというのは、ちょっと持ち帰らせていただきたいと思います。(発言する者あり)あくまでの政策形成過程での見積りということで御理解いただきたいと思います。

大井淳一郎分科会長 調査の内容というのは、明らかにできますか。600万というのは全てをまとめたお金だと思います。細かいお金も、どこが見積りを出したかも、それは当然明らかにできないかもしれませんが、こういった内容の調査なのか。概算というか、内訳というか、調査の項目です。

別府子育て支援課主幹 大まかな内訳ですが、直接業務費として打合せ協議何回、現地調査何回、それから既存の建物について、それぞれ構造とか広さに基づいて、現在価値を出すための調査というものがあります。そのほか、動産調査、営業調査というような項目があります。そういうものを積み上げたものが、先ほどの600万6,000円ということになっています。

大井淳一郎分科会長 よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) そのほか、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) 分科会の質疑は以上とします。

今日は以上です。お疲れ様でした。

---

午後 6 時 3 5 分 散会

---

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 大井 淳一郎